

埼玉大学物理学科同窓会規約

第1章総則

- 第1条（名称） 本会は「埼玉大学部物理学科同窓会」と称する
- 第2条（目的） 本会は会員相互の親睦を図るとともに母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は前条の目的を達成するため必要な事業を行う。
- 第4条（会員） 本会は正会員、特別会員、賛助会員をもって構成する。
- （1） 正会員：埼玉大学文理、理工、理の各学部物理学科、及び同大学院理学、理工学研究科の物理学専攻に在籍した者。
 - （2） 特別会員：同物理学科、物理学専攻の現、旧職員。
 - （3） 賛助会員：第2条の目的に賛同して入会を希望し、理事会の承認を得た者。

第2章組織と活動

- 第5条（役員） 本会に下記の役員を置く。
- （1） 会長（1名）、副会長（2名）。
 - （2） 理事（各学年次若干名）。
 - （3） 監事（2名）。
- 第6条（会長）
- （1） 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し会長に支障がある時、これを代行する。
 - （2） 正副会長の任期は2年とし再任を妨げない。
 - （3） 正副会長は総会において、正会員の中から出席正会員の過半数の賛成を得て選出する。
- 第7条（理事）
- （1） 本会に理事会を置く。
 - （2） 理事会の召集は会長が行う。
 - （3） 理事会は会員名簿の管理、行事の企画、資産管理、活動報告等の業務を行う。
 - （4） 理事会は当別な事業を行うために委員会を設けることができる。
- 第8条（監事）
- （1） 監事は総会で決定する。
 - （2） 監事は本会資産の管理状況を監査し、総会で承認を受けなければならない。
 - （3） 監事の任期は2年とする。
- 第9条（総会）
- （1） 総会は会長が召集する。
 - （2） 総会は本会の総意を決定する。
 - （3） 総会では、
 - [1] 理事会から前回以降の活動報告を受けなければならない。
 - [2] 監事から前回以降の資産管理状況等の報告を受けなければならない。
- 第10条（事務局）
- （1） 本会は埼玉大学理学部物理学科に事務局を置く
 - （2） 事務局は本会運営の日常の事務処理を行う。

第3章 会計

第11条（経費） 本会の経費は会費、寄付金、事業益、その他による。

第12条（会費） 正会員及び賛助会員は会費を納入する。会費の額、徴収時期は総会で決定する。

第4章 議決

第13条（議決） 全ての議決は出席者の過半数の同意による。但し書面による議決への参加を認める。

第5章 附則

第14条（規約成立） 本規約の成立は平成2年6月16日とする。

第15条（規約改正） 本規約の改正は総会で行う。

第16条（細則） 本規約に細則を定めることが出来る。